

## 長崎県対馬病院 感染対策指針

### 1 病院感染対策に関する基本的考え方

院内感染対策は、医療法に定めてあるように医療安全対策の要である。院内感染を未然に防ぎ、発生時にはその原因の特定、制御、終息を図ることが感染対策の目的である。

### 2 感染制御に関する組織体制

院長直属の感染制御委員会を置き、その下部組織として感染制御チーム(ICT)が感染対策の活動を実施する。ICTの活動は別紙に詳細が記されている。ICTはその活動内容を感染制御委員会に報告する義務を有し、委員会はICTの助言を最大限の尊重することを委員会規約に明記している。

### 3 職員研修

職員研修は院内感染防対策の基本的考え方及び具体的方策について周知徹底するために開催する。年2回以上の開催を原則とする。参加率を向上させるため、参加記録は総務課において保存し各部門へ通知する。

### 4 院内感染発生時の対応

- ① 感染制御委員会にて、検査室は耐性菌の発生状況を報告する義務を有する。ICTはこのデータも基にして院内ラウンド時に耐性菌が検出された患者への対応、周囲の環境整備を精査し、感染制御委員会に報告する。
- ② 異常発生時は、感染制御委員会及びICTが速やかに介入する。発生の原因を究明し、改善策の立案を行う。

### 5 院内感染対策マニュアル

院内感染対策の基準として、当院院内感染対策間マニュアルを作成する。マニュアルは随時改訂する。

### 6 患者への情報提供

本指針は、病院ホームページに掲載し患者及びその家族に閲覧できるようにする。